

第 1 0 6 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

小学校及び中学校教育職員の期末手当を改定する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「6月及び12月に支給する場合には100分の115」に改める。

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「6月及び12月に支給する場合には100分の115」を「6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。